

令和8年度 就学援助制度等のお知らせ

経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して、学校に係る費用の一部を援助しています。

1. 就学援助の対象となる世帯 ※茅ヶ崎市立小・中学校へ通学されている児童生徒のいる世帯に限ります

- 要保護 生活保護を受給している世帯
- 準要保護 (1)の申請理由の②～⑩に該当し、かつ生活保護受給者に準ずる程度に困窮している世帯
(所得による審査を行います。対象者となる所得の目安は(2)の表をご覧ください)

(1) 申請理由

- 生活保護を受けている。
- 生活保護が停止・又は廃止された
- 世帯員全員の市民税が非課税又は罹災等により減免された
- 罹災等により個人事業税が減免された
- 罹災等により固定資産税が減免された
- 世帯員全員の国民年金保険料が全額免除された
- 国民健康保険の保険料が減免された又は徴収猶予を受けた
- 児童扶養手当の支給を受けている(ひとり親のための手当) ※児童手当とは異なります
- 生活福祉資金の貸付を受けた
- その他(②～⑨)には該当しないが、経済的理由により児童生徒が就学困難となる特別な事情がある

(2) 対象者となる年間所得額の上限の目安

世帯人員	年間所得額の上限の目安	世帯人員	年間所得額の上限の目安
2人	270万円前後	5人	465万円前後
3人	375万円前後	6人	489万円前後
4人	425万円前後	7人	498万円前後

※基準額は世帯員の年齢や住居状況(持家、借家)などにより異なりますので、あくまで目安としてください
(目安の所得額以内でも否認となる場合があります。)

※所得額は世帯員の方全員の合算金額です。

※年間所得額とは、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、確定申告書の「所得金額等の合計」です。

2. 援助の対象となる項目

次の項目のうち、かかった費用の一部が援助の対象となります。(要保護については修学旅行費のみ)

なお、就学援助制度はまず保護者が学校へ学用品費等の支払いをし、それに対して後から援助をするものになります。

① 学用・通学用品費	⑤ 修学旅行費(小6)(中3)
② 校外活動費	⑥ 新入学学用品費(小1)(中1)
③ オンライン学習通信費	⑦ 入学準備金(小6)
④ 学校給食費(中学生のみ)	

※小学校給食費無償化のため、④学校給食費は中学生のみの支給です。

※前年度に入学準備金を受け取っている場合は、⑥新入学学用品費は対象外です。

※認定日より支給される援助費目が変わります。⑤修学旅行費(中3)/⑥新入学学用品費:4月1日付の認定、

⑤修学旅行費(小6):実施日までに認定、⑦入学準備金(小6):11月末時点で認定を受けている必要があります。

3. 添付書類

申請時には、次の申請理由に応じた証明書類を添付してください。

※電子申請の場合は、入力フォームの案内に従って添付してください。

申請理由	申請理由を証明する書類等(必須)
① 生活保護法による保護を受給中	不要
② 生活保護法による保護の停止・廃止	不要
③ 世帯員全員の市民税が非課税又は罹災等により減免	不要 ※生計を一にする人世帯員全員が所得割額・均等割額ともに0円である場合に対象となります。対象ではない場合は申請を返却することになりますので、お間違いがないように申請してください。
④ 罹災等による個人事業税の減免	個人事業税の減免を受けた旨の通知書の写し ※令和7年度分又は令和8年度分を提出してください。 [県税事務所発行]
⑤ 罹災等による固定資産税の減免	固定資産税減免許可通知書の写し ※令和7年度分又は令和8年度分を提出してください。 ※家屋新築による減免は対象になりません。 [茅ヶ崎市収納課発行]
⑥ 世帯員全員の国民年金の保険料の全額免除	国民年金保険料免除申請承認通知書の写し 国民年金保険料免除理由該当通知書の写し ※いずれか一つ。 ※20歳以上の方全員の通知書を提出してください。 ※令和7年度分又は令和8年度分を提出してください。 [日本年金機構又は年金事務所発行]
⑦ 国民健康保険の保険料の減免又は徴収猶予	国民健康保険料減免決定通知書の写し 国民健康保険料徴収猶予通知書の写し ※いずれか一つ。 ※令和7年度分又は令和8年度分を提出してください。 [茅ヶ崎市保険年金課]
⑧ 児童扶養手当の支給	児童扶養手当証書の市長印及び有効期限記載ページの写し ※ひとり親のための手当です。「児童手当」「特別児童扶養手当」とは異なりますのでご注意ください。 ※認定後に再婚等で児童扶養手当が停止となった場合は、学務課までご連絡ください。(福祉医療証の添付は不可) [茅ヶ崎市子ども政策課発行]
⑨ 生活福祉資金の貸付決定	生活福祉資金貸付決定通知書の写し ※令和7年4月1日以降に貸付決定を受けたことを証明する書類を提出してください。 [社会福祉協議会発行]
⑩ その他(②～⑨)には該当しないが、経済的理由により児童生徒が就学困難となる特別な事情がある	不要 ※申請書に家庭の状況や経済的状況など、就学援助が必要な理由を具体的に記載してください。

※添付書類の提出が無い場合、認定ができませんのでご注意ください。

※添付書類・資料等について、追加で提出をお願いする場合がありますのでご了承ください。

申請方法は裏面をご確認ください。

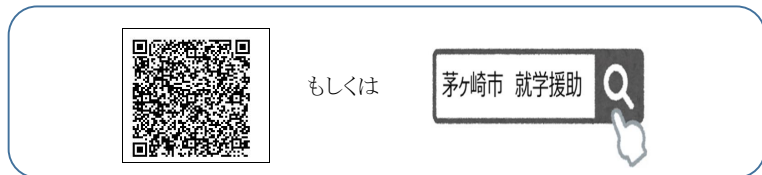
4. 申請書の提出方法

就学援助費の受給をご希望の方は、次のいずれかの方法により申請してください。なお、昨年度申請を提出し、認定となった方も再度申請が必要です。

① 電子申請（パソコン・スマートフォンから申請）

スマートフォンで二次元バーコードを読み取るか、茅ヶ崎市公式ホームページからアクセスしてください。

※電子申請には、本人確認書類が必要です。運転免許証等をご用意の上、ご申請をお願いします。



② 紙での申請 ※児童・生徒のお子様が複数いる場合も、提出いただく申請書は1枚です。

申請書をご記入いただき、添付書類とともに次のどちらかの場所へご提出ください。

申請書は、(1)茅ヶ崎市公式ホームページ、(2)各学校、(3)教育委員会学務課窓口のいずれかで取得できます。

- お子様の在籍学校（小学校・中学校両方にお子様がいる場合はどちらかへ）
- 茅ヶ崎市教育委員会学務課（茅ヶ崎市役所分庁舎3階2番窓口）（祝日を除く平日 8:30～17:15 受付）

5. 申請期間

4月1日付認定の提出締め切り

《電子申請》:令和8年5月31日(日)

【申請完了が締め切り日を過ぎると4月1日付の認定とはなりません。必ず余裕を持ってご申請ください。】

《紙申請》(学務課窓口又は在籍学校提出):令和8年5月29日(金)

※令和8年6月1日以降も中途申請を受け付けています。申請書を提出いただいた日によって認定日が決定し、受給できる金額が異なります。

認定日ごとの申請書提出締め切り

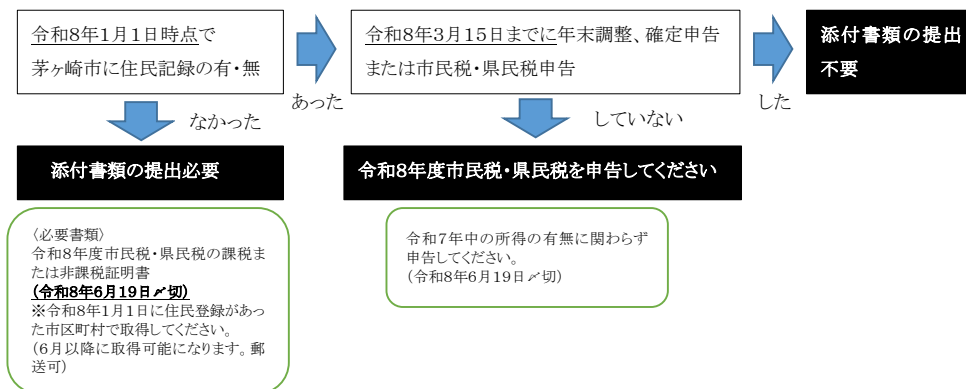
※締め切りは電子申請の日付を記載しています。紙申請締め切りは締め切り日前の開庁日となります。

認定日	提出締め切り	認定日	提出締め切り
4月1日	令和8年5月31日(日)	11月1日	令和8年11月15日(日)
6月1日	令和8年6月15日(月)	12月1日	令和8年12月15日(火)
7月1日	令和8年7月15日(水)	1月1日	令和9年1月15日(金)
8月1日	令和8年8月15日(土)	2月1日	令和9年2月15日(月)
9月1日	令和8年9月15日(火)	3月1日	令和9年2月28日(日)
10月1日	令和8年10月15日(木)		

6. 所得情報について

申請書の提出に加えて、**平成22年(2010年)4月1日以前に生まれた世帯員全員**について、令和7年中の所得についての手続きを行う必要があります。次のフローを参照してください。

所得情報の必要手続きフロー



- ・令和8年度市民税県民税の課税または非課税証明書を提出される方も、申請書は申請期間内にご提出ください。
- ・生活保護を受給している方は、所得情報の手続きは不要です。申請書のみをご提出ください。

7. 各種日程について

- 審査の結果: 4月1日付認定の結果は7月末頃に郵送で通知します。
その他の認定日の結果については随時郵送で通知します。
- 支給の時期: 年3回(9月末・1月末・3月末)の予定です。
※小学校の修学旅行費は、10月末予定
※中学校の給食費(12月から3月分)は、次年度4月末予定
※学校からの報告に基づく支給処理の都合上、支給時期が変更になる場合があります。

8. 特別支援教育就学奨励費(通常の学級(学校教育法施行令第22条の3))の児童生徒

茅ヶ崎市立小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒で、学校教育法施行令第22条の3に定める障がいの程度に該当する方は、特別支援教育就学奨励費の支給対象になります。(就学援助費と重複申請も可能です。)

特別支援教育就学奨励費の申請は、在籍校から「世帯の状況及び収入額・需要額調書」をお受け取りになり、必要事項をご記入の上、在籍校又は茅ヶ崎市教育委員会学務課学事担当へご提出ください。

※障がいの状態によっては、対象にならない可能性がありますので、申請については茅ヶ崎市教育委員会学務課学事担当までお問合せください。



【お問い合わせ 茅ヶ崎市教育委員会学務課 学事担当 0467-81-7220】